令和８年度山形市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

（目的及び交付）

第１条　この要綱は、本市の多くの市民が居住の用に供する木造住宅について、震災による被害の軽減を図るため、山形県が定める社会資本総合計画に基づき市民が耐震改修工事、減災対策工事又は住替え（以下「耐震改修等」という。）を行う場合において、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和５２年市規則第１０号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　耐震診断　令和８年度山形市木造住宅耐震診断事業実施要綱（令和８年４月１０日施行。以下「耐震診断事業実施要綱」という。）第２条第１号に規定する耐震診断及び山形市木造住宅耐震診断事業業務を受託した組織に属する耐震診断士が行う耐震診断事業実施要綱第２条第２号に規定する一般診断法による耐震診断（この市の区域内に存し、かつ、平成１２年６月１日以後に確認済証の交付を受けていない２階建て以下の木造住宅であって、在来軸組工法によるものを対象に行ったものに限る。以下「一般診断法診断」という。）をいう。

⑵　耐震改修工事　別表第１に掲げる工事をいう。

⑶　減災対策工事　別表第２から別表第４までに掲げる工事をいう。

⑷　住替え　別表第５に掲げる要件に該当するものをいう。

⑸　耐震診断士　耐震診断事業実施要綱第２条第３号に規定する耐震診断士をいう。

⑹　空き家　木造住宅のうち、居住を目的とした使用がなされていない建築物（新築後に居住の実態が全くないものを除く。）であって、次のいずれかの方法により取得したものをいう。

ア　売買（令和５年４月１日以後に成立し、買主が個人であるものに限る。）

イ　贈与（令和５年４月１日以後に成立し、受贈者が個人であるものに限る。）

ウ　相続（令和５年４月１日以後に個人が相続したものに限る。）

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　次のいずれかに該当する者であること。

ア　耐震改修等に係る住宅を所有し、かつ、自ら居住している者

イ　耐震改修等に係る空き家を所有し、かつ、第９条に定める山形市木造住宅耐震改修等完了報告書を提出する日までに当該空き家に転居し、居住する者

⑵　市税の滞納がないこと。

⑶　所有する木造住宅（空き家を含む。）に対し耐震改修等を行う者であること。

⑷　耐震診断士が耐震改修等の計画及び設計を作成し、工事監理を行うものであること（別表第４に掲げる工事及び別表第５に掲げる住替えを行う場合を除く。）。

⑸　耐震改修等が建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）の規定に違反していないものであること。

⑹　耐震改修等の施工者が山形県内に本店を有し、かつ、この市に事業所、支店又は営業所を有する法人又は個人事業者であること（別表第４に掲げる工事を行う場合を除く。）。

⑺　次のいずれにも該当しない者

ア　暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）

イ　自己、その属する法人若しくは法人以外の団体又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ウ　暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

エ　その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

⑴　耐震改修工事　耐震改修工事に要する費用（耐震補強設計及びその工事監理に要する費用を含む。）の額に５分の４を乗じて得た額（その額が１４０万円を超えるときは、１４０万円）。ただし、前年度以前に減災対策工事に係る補助金の交付を受けた木造住宅

にあっては、当該算定した額から当該交付を受けた補助金の額を減じて得た額

⑵　減災対策工事　減災対策工事に要する費用（耐震補強設計及びその工事監理に要する費用を含む。）の額に５分の４を乗じて得た額（その額が３０万円を超えるときは、３０万円）

⑶　住替え　住替えにおける住宅の除却工事に要する費用の額に５分の４を乗じて得た額（その額が３０万円を超えるときは、３０万円）

２　前項の規定により算定した補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。

（補助の事前申込み）

第５条　補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ山形市木造住宅耐震改修等補助事前申込書(別記様式第１号)を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（補助予定者の決定）

第６条　市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助予定者として決定し、その旨を当該補助予定者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第７条　規則第５条の規定にかかわらず、前条の規定による通知を受けた補助予定者は、山形市木造住宅耐震改修等補助金交付申請書（別記様式第２号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の補助金交付申請書は、当該申請に係る耐震改修等に着手する前に提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

⑴　耐震改修等計画書（別記様式第３号（住替えの場合にあっては、別記様式第３号－１））

⑵　耐震改修等計画平面図（住替えの場合を除く。）

⑶　耐震改修等に係る見積書（耐震補強設計、耐震補強に係る部分及び木造住宅の除却に要する費用）の写し

⑷　市税を滞納していないことが分かる書類（納税証明書）

⑸　住宅の所有者が分かる書類（未登記の空き家を除く。）（資産証明書、登記事項証明書等）

⑹　一般診断法診断による診断表（簡易的な耐震診断を実施した場合にあっては、その診断に係る調査票）

⑺　世帯全員の住民票の写し（空き家の耐震改修等を実施する場合を除く。）

⑻　空き家の耐震改修等を実施する場合にあっては、次に掲げる当該空き家の取得の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア　売買　売買契約書の写し又は登記事項証明書

イ　贈与　贈与契約書の写し又は登記事項証明書

ウ　相続　登記事項証明書

⑼　建築基準法第６条第１項の規定による建築確認申請が必要な耐震改修等を行う場合にあっては、確認済証の写し

⑽　住替えの場合にあっては、転居先の建築物の耐震性があることが分かる書類（確認申請、登記事項証明書、その建築物の耐震診断の結果等）

⑾　その他市長が必要と認める書類

（耐震改修等の内容変更等の承認）

第８条　規則第７条第１項第１号の規定により耐震改修等の内容の変更について承認を受けようとする者は、山形市木造住宅耐震改修等内容変更承認申請書（別記様式第４号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　耐震改修等計画書

⑵　耐震改修等変更計画平面図（住替えの場合を除く。）

⑶　耐震改修等（変更後）に係る見積書

２　規則第７条第１項第１号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

⑴　補助金の額の変更を伴う変更

⑵　耐震改修等に要する費用の２０パーセントを超える増減を伴う変更

３　規則第７条第１項第２号の規定により耐震改修等の中止について承認を受けようとする者は、山形市木造住宅耐震改修等中止承認申請書（別記様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第９条　補助金の交付の決定を受けた者は、耐震改修等が完了したときは、規則第１３条の規定にかかわらず、速やかに山形市木造住宅耐震改修等完了報告書（別記様式第６号）を市長に提出するものとし、その期限は、令和９年１月２９日とする。この場合において、添付すべき書類は、次のとおりとする。

⑴　家屋全体及び耐震改修等施工箇所の写真（着工前、工事中及び工事完了後のもの）

⑵　耐震改修等に係る工事請負契約書及び領収書の写し

⑶　耐震改修等に要した費用の内訳書（耐震改修等に要した費用とそれ以外の費用とに分けたもの）

⑷　空き家の耐震改修等又は住替えを実施した場合にあっては、世帯全員の住民票の写し

⑸　建築基準法第６条第１項の規定による建築確認申請が必要な耐震改修等を行った場合にあっては、検査済証の写し

⑹　その他市長が必要と認める書類

（財産処分の制限）

第１０条　規則第１８条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して１０年間とする。

２　規則第１８条の規定により市長の承認を受けようとする者は、財産処分承認申請書（別記様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１０日から施行する。

別表第１（耐震改修工事）

1-1　耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満の住宅を 1.0 以上に上げる改修工事

別表第２（減災対策工事【簡易耐震改修工事】）

2-1　耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 0.7 未満の住宅を 0.7 以上 1.0 未満に上げる改修工事

別表第３（減災対策工事【部分耐震改修工事】）

3-1　耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満の住宅を、１階のみ 1.0 以上にする改修工事
3-2　耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満の住宅を、主要な居室等に特化して、「山形県住宅耐震改修等事業費補助金」部分耐震改修工事に係る技術基準に適合させる改修工事
3-3　耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満の住宅の屋根又は２階以上の部分の重量を軽減する改修工事

注）いずれも改修後の上部構造評点が改修前を下回らないものに限る。

別表第４（減災対策工事【防災ベッド・耐震シェルター】）

4-1　耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満である住宅内に、防災ベッドを設置する工事
4-2　耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満である住宅内に、耐震シェルターを設置する工事

注）防災ベッド・耐震シェルターについては、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものに限る。

注）昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物等においては耐震診断の結果によらず、令和 6 年 1 月 30 日付け国住市第 40 号「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」で示された「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」に基づくことができる。なお、補助対象は倒壊の危険性があると判断された住宅に限る。

別表第５（住替え）

5-1　耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満の住宅を除却し、耐震性のある住宅等への転居

注）昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅においては、耐震診断の結果によらず、令和 6 年 1 月 30 日付け国住市第 40 号「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」で示された「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」に基づくことができる。なお、補助対象は倒壊の危険性があると判断された住宅に限る。

注）県からの補助金の交付を受け耐震改修工事又は減災対策工事を行った住宅からの住替えを除く。

注）「耐震性のある住宅等」とは、自己が所有し、又は所得を予定している新築又は中古の住宅以外の建築物であって、次のいずれかに該当する建築物をいう。

⑴　木造建築物にあっては平成 12 年 6 月 1 日以後に工事に着手した建築物、非木造建築物にあっては昭和 56 年 6 月 1 日以後に工事に着手した建築物

⑵　耐震診断の結果、耐震性が確認された建築物

別記
様式第1号(第5条関係)

年　　月　　日

(宛先)山形市長

(郵便番号)　　―

申込者　住 所　山形市
フリガナ
氏 名

[電話]　　―

山形市木造住宅耐震改修等補助事前申込書

次のとおり山形市木造住宅耐震改修等補助を申し込みます。

住宅の所在地	山形市	
耐震診断の結果	総合評点	
予定耐震診断士	住所： 氏名： 電話：	
予定施工者	住所： 氏名： 電話：	
補強工事の概算額 (リフォーム等の 工事費は除く。)	円	受付印
工事種別	1 耐震改修	
	2 簡易耐震改修	
	3 部分耐震改修	
	4 防災ベッド・耐震シェルター	
	5 住替え	

様式第2号(第7条関係)

受付欄

山形市木造住宅耐震改修等補助金交付申請書

年　　月　　日

(宛先)山形市長

次のとおり山形市木造住宅耐震改修等補助金の交付を申請します。

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="4">申請者</td><td>住所
(所在地)</td><td colspan="4">山形市</td></tr>
<tr><td>フリガナ
氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td rowspan="7">事業概要</td><td colspan="2">耐震診断年度</td><td>年度</td><td colspan="2">耐震改修等前の耐震診断総合評点</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">予定工事期間</td><td colspan="5">年　月　日　～　年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">住替え</td><td>住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>構造</td><td>木造・その他(　　)</td><td rowspan="3">総事業費</td><td colspan="3" rowspan="3">円</td></tr>
<tr><td>建築年度</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築確認申請の要否</td><td>要・否</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業費</td><td colspan="3">耐震改修等工事費</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td colspan="3">耐震改修等設計費(監理費を含む。)</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td colspan="4">※補助金の交付予定額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td colspan="3">工事種別</td><td colspan="5">耐震改修 ・ 簡易耐震改修 ・ 部分耐震改修 ・ 防災ベッド、耐震シェルター ・ 住替え</td></tr>
</table>

添付書類

1　耐震改修等計画書(別記様式第3号(住替えの場合にあっては、別記様式第3号－1))
2　耐震改修等計画平面図(住替えの場合を除く。)
3　耐震改修等に係る見積書(耐震補強設計、耐震補強に係る部分及び木造住宅の除却に要する費用)の写し
4　市税を滞納していないことが分かる書類(納税証明書)
5　住宅の所有者が分かる書類(資産証明書、登記事項証明書等)
6　一般診断法診断による診断表(簡易的な耐震診断を実施した場合には、その診断に係る調査票)
7　世帯全員の住民票の写し(空き家に対して耐震改修等を実施する場合を除く。)
8　空き家に対して耐震改修等を実施する場合にあっては、売買契約書の写し、贈与契約書の写し又は登記事項証明書
9　建築確認申請が必要な改修工事の場合にあっては、確認済証の写し
10　住替えの場合にあっては、転居先の建築物の耐震性があることが分かる書類(確認申請、登記事項証明書、その建築物の耐震診断の結果等)
11　その他市長が必要と認める書類

様式第3号(第7条、第8条関係)

耐震改修等計画書(新規・変更)

申請者氏名					整理番号	※
施 工 者	会社名		住 所			
	担当者 氏 名		連絡先			
耐震改修設計者	氏名		連絡先			
	所属会社名等					
耐震改修等の概要						

	総合評点	階	方向	保有耐力	必要耐力	上部構造評点
診断時		2	X			
			Y			
		1	X			
			Y			
改修後	総合評点	階	方向	保有耐力	必要耐力	上部構造評点
		2	X			
			Y			
		1	X			
			Y			

※印の欄は、記入しないでください。

改修後の総合評点は、上記のとおりで間違いありません。

年　　月　　日

(宛先)山形市長

住　　所

耐震診断士　　会 社 名　　電話

(耐震改修設計者)　　氏　　名

様式第3号－1（第7条、第8条関係）

耐震改修等計画書（新規・変更）

<table>
<tr><td colspan="2">申請者氏名</td><td colspan="3"></td><td>整理番号</td><td>※</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施 工 者</td><td>会社名</td><td></td><td>住 所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>担当者
氏 名</td><td></td><td>連絡先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">予定地</td><td>住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>構造</td><td>木造・その他（ ）</td><td>建築年度</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">耐震改修等の概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">診断時</td><td>総合評点</td><td>階</td><td>方向</td><td>保有耐力</td><td>必要耐力</td><td>上部構造評点</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="2">2</td><td>X</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>Y</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>X</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>Y</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">住替後</td><td>総合評点</td><td>階</td><td>方向</td><td>保有耐力</td><td>必要耐力</td><td>上部構造評点</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="2">2</td><td>X</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>Y</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>X</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>Y</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

※印の欄は、記入しないでください。

改修後の総合評点は、上記のとおりで間違いありません。

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所

耐震診断士 会 社 名 電話

（耐震改修設計者） 氏 名

様式第4号（第8条関係）

受　付　欄

山形市木造住宅耐震改修等内容変更承認申請書

年　　月　　日

（宛先）山形市長

住　　所
フリガナ
申請者　氏　　名
電話番号

　　年　　月　　日付けで交付の決定を受けた補助金に係る耐震改修等の内容を変更したいので、山形市補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認くださるよう申請します。

住宅の所在地	山形市
補助金交付決定通知番号	年　　月　　日　第　　号
耐震改修等内容の変更の概要	
変更前の耐震改修等費用の予定額	
変更後の耐震改修等費用の予定額	

添付書類

1　耐震改修等変更計画書（別記様式第3号（住替えの場合にあっては、別記様式第3号－1））
2　耐震改修等変更計画平面図（住替えの場合を除く。）
3　耐震改修等（変更後）に係る見積書

様式第5号(第8条関係)

受 付 欄

山形市木造住宅耐震改修等中止承認申請書

年　　月　　日

(宛先)山形市長

住　　所
フリガナ
申請者　氏　　名
電話番号

　　年　　月　　日付けで交付の決定を受けた補助金に係る耐震改修等を事情により中止したいので、山形市補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により承認くださるよう申請します。

住宅の所在地	山形市
補助金交付決定通知番号	年　　月　　日　　第　　号
中止の理由	

様式第6号(第9条関係)

受 付 欄

山形市木造住宅耐震改修等完了報告書

年　　月　　日

(宛先)山形市長

住　　所
フリガナ
報告者 氏　　名
電話番号

年　　月　　日付けで交付の決定を受けた補助金に係る耐震改修等が完了したので、次のとおり報告します。

補助金交付決定通知番号		年　月　日　第　号			
建築物概要	所在地	山形市			
	用途	□ 一戸建て住宅　□ 兼用住宅			
	構造	□ 木造在来工法			
	規模	地上　階　床面積　㎡			
	建築年月日				
耐震診断総合評点		改修前		改修後	
工期					
添付書類		□ 家屋全体及び耐震改修等施工箇所の写真(着工前・工事中・完了後) □ 耐震改修等に係る工事請負契約書及び領収書の写し □ 耐震改修等費用内訳書 □ 検査済証 □ 住民票の写し(空き家の耐震改修等又は住替えを実施した場合に限る。)			
備考					

※確認報告書			
補助対象金額	円	確認者職氏名	
補助金額	円		
確認年月日	年　月　日	確認の意見	

※は記入しないでください。

補強方法及び改修箇所	
1 耐震壁の増設 □ 筋かい設置　　か所 ・ □ 構造用合板設置　　か所 ・ □ その他　　か所 （具体的な補強方法:　　） 2 金物補強 □ 筋かい　　か所 ・ □ 土台　　か所 ・ □ 柱･はり　　か所 □ その他　　か所(具体的な補強方法:　　） 3 基礎補強 □ 新設　　m ・ □ 増打ち　　m ・ □ べた基礎　　㎡ 4 屋根材の葺き替え 材料:　　／ 葺き替え面積　　㎡ 5 床補強 □ 構造用合板　　㎡ ・ □ 火打ちはり　　か所 ・ □ その他　　か所 （具体的な補強方法:　　） 6 劣化度による改修 （部位:　　） 7 その他の補強方法 （部位:　　） （部位:　　） 8 除却　□ 有	
耐震診断士又は 工事施工者の所見	

この補強方法及び改修箇所は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

住　　所

耐震診断士　会 社 名　　電話

(耐震改修設計者)氏　　名

住　　所

工事施工者　会 社 名　　電話

氏　　名

様式第７号（第１０条関係）

年　　月　　日

（宛先）山形市長

申請者
郵便番号 〒

所在地

フリガナ
氏名

電話番号

財　産　処　分　承　認　申　請　書

　　年　月　日付けで交付の決定を受けた山形市木造住宅耐震改修等補助金により改修した財産を下記のとおり処分したいので、山形市補助金等の適正化に関する規則第１８条の規定により承認くださるよう申請します。

記

１　処分の内容　　□売却　　□譲渡　　□交換　　□貸与　　□担保　　□廃棄
□その他（　　）
※該当する項目にチェックしてください。

２　処分の時期　　年　　月　　日（から　　年　　月　　日まで）

３　処分の理由